



2024年7月1日

各 位

会 社 名 株式会社 ミダックホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 加藤 恵子
(コード番号: 6564 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 高田 廣明
電 話 番 号 053-488-7173

施設設置許可処分取消訴訟（控訴）に関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社ミダックが運営する浜松市浜名区の管理型最終処分場奥山の杜クリーンセンターの施設設置許可処分取消訴訟（以下「本件訴訟」という。）に関して、2024年2月29日付「施設設置許可処分取消訴訟の判決に関するお知らせ」で公表しましたとおり、同日、静岡地方裁判所より、被告浜松市の主張を全面的に認容する内容の判決（以下、「本原判決」という。）の言い渡しがありました。

そして、2024年5月30日、被告浜松市宛に東京高等裁判所より控訴状の送達があり、控訴理由等について本日確認いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴の提起について

- (1) 控訴日 : 2024年3月8日（控訴状送達日: 2024年5月30日）
- (2) 裁判所 : 東京高等裁判所
- (3) 控訴人 : 浜松市浜名区引佐町に居住する地元住民21名
- (4) 被控訴人: 浜松市・株式会社ミダック

2. 控訴の提起に至るまでの経緯

本件訴訟に関しましては、2020年8月24日付「施設設置許可処分取消訴訟への補助参加に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、株式会社ミダックは被告浜松市の補助参加の要請に応え「補助参加人（民事訴訟法第42条）」として訴訟に関与してまいりました。その後「第三者の訴訟参加（行政事件訴訟法第22条第1項）」が認められ、本件訴訟に関与してまいりました。

そして、2024年2月29日付「施設設置許可処分取消訴訟の判決に関するお知らせ」で公表しましたとおり、静岡地方裁判所より、①原告（提訴人）の請求を棄却する、②訴訟費用は原告（提訴人）の負担とする判決の言渡しがありました。しかし、原告側は本原判決の全部に不服があるとして控訴を提起したものです。

3. 控訴の内容

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人浜松市が、被控訴人株式会社ミダックに対してなした平成30年12月20日付けの廃棄物の処理及び清掃に関する法律15条1項に基づく管理型最終処分場の産業廃棄物処理

施設設置許可処分（許可番号 180214321 号）を取り消す。

（3） 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人らの負担とする。

4. 今後の見通し

当社は、第一審判決が妥当な判断であると考え、本控訴に理由はないとの立場を取っており、本件訴訟に関しては控訴状の内容を精査したうえで適切に対処してまいります。なお、本件訴訟（控訴）により、現時点での当社の業績等への影響は見込んでおりませんが、今後開示すべき事象が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上